

例規(刑企)第11号

平成24年3月16日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

司法警察員の指定について(例規通達)

「刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則」(昭和29年7月1日付け、山形県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第1条第2項の規定に基づき、巡査の階級にある警察官の司法警察員の指定について次のとおり定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「司法警察員の指定について(例規通達)」(平成14年9月20日付け、例規(刑企)第35号)は、平成24年3月31日限り、廃止する。

記

1 職務による指定

規則第1条第2項の規定に基づき、次の各号の一に該当する者を司法警察員に指定する。

- (1) 警察本部(執行隊を含む。)の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する巡査の階級にある警察官(巡査長たる巡査を含む。以下「巡査」という。)
- (2) 警察署に勤務する生活安全部門(地域部門を除く)、刑事部門、交通部門、警備部門に勤務する巡査
- (3) 警察署に勤務する駐在所又は自動車警ら(兼務を含む。)の職務を行う巡査長たる巡査

2 所属長の上申に基づく個別の指定等

- (1) 所属長は、前項の規定にかかわらず、当該所属の巡査について、個別に司法警察員の指定又は解除(以下「指定等」という。)を行う必要があると認めるときは、司法警察員指定等上申書(別記様式第1号)により、警察本部長に上申するものとする。
- (2) 警察本部長は、所属長から前号の上申を受けたときは、当該上申に係る指定等の必要があると認める者について司法警察員の指定等を行い、司法警察員指定等通知書(別記様式第2号)により関係所属長に通知するものとする。

3 警察本部長による個別の指定等

- (1) 警察本部長は、特に必要があると認めるときは、個別に司法警察員の指定等を行うことができる。
- (2) 警察本部長は、前号の指定等を行ったときは、司法警察員指定等通知書等により、関係所属長に通知するものとする。

4 個別の指定にかかる効果

前2項の規定により個別に司法警察員の指定をされた巡査については、異動又は職の指定換えがあったときは指定の効果が消滅する。

5 司法警察員の指定等の管理

所属長は、司法警察員指定等上申書及び司法警察員指定等通知書を備え付け、司法警察員の指定等について管理するものとする。

(担当)

刑事企画係